

# 中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING & WOOD  
MALLESONS  
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号  
环球金融中心东塔20层 邮编100020  
20th Floor, East Tower, World Financial Center  
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District  
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588  
F +86 10 5878 5544  
patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所  
特許部

## 最高人民法院の知的財産事件年度報告（2018） における法律適用問題の紹介

### 1. はじめに

2019 年 4 月 27 日に発表された、最高人民法院による知的財産事件年度報告では、2018 年に結審された知的財産及び競争事件の中から 28 件の典型事件が抽出され、これらの事件に基づき、37 個の一定の指導意義を有する法律適用問題が纏められた（関連最高裁サイト：<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-154682.html>）。以下、37 件の法律適用問題のうち、専利民事・行政事件に関する 18 件を紹介する。なお、紙面の都合で当事者名や事件番号は省略する。

### 2. 専利民事事件における法律適用問題

- (1) 機能的特徴ケース除外の認定：特定機能、効果を含む技術特徴について、当業者が請求項を読むだけで直接、明確に該機能又は効果を実現する具体的な実施形態を確定できる場合、該技術特徴は「機能的特徴」に該当しない。
- (2) 構造と機能限定を共に使用した技術特徴は機能的特徴に該当しない：技術特徴において、機能又は効果を限定するとともに、該機能又は効果に対応する構造特徴も限定し、かつ、当業者が請求の範囲を読むだけで、直接、明確に該構造特徴の具体的な実現方式を確定でき、かつ、該具体的な実現方式が該機能又は効果を実現できる場合、このような「構造」と「機能又は効果」を共に使用して限定した技術特徴は、「機能的特徴」に該当しない。
- (3) 通常の技術特徴均等と機能的特徴均等の差異：「最高人民法院による専利紛争事件審理における法律適用問題の若干規定」第 17 条に規定する「均等特徴」と「最高人民法院による専利権侵害紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（二）」第 8 条第 2 項に規定する「対応する技術特徴と機能的特徴……均等」の認定は、適用対象、対比の基礎及び認定基準の面において重要な差異が存在し、混同してはならない。

- (4) 共同侵害の判断基準：共同侵害は、加害主体が2人又は2人以上である、各加害者が主観的に共同意思を有する、各加害者それぞれの行為の間に、客観的に相互利用、協力又はサポートが存在する、各加害者行為が与える損害結果がその共同意思の範囲内である、という要件を備えなければならない。
- (5) 専利法上の幫助侵害の認定：専利法の意義における幫助侵害行為は、広くどのような形式の幫助行為も指すのではなく、専利権者の許諾を経ず、生産経営の目的で権利侵害専用品を他人に専利権を侵害する行為を実施するよう提供することをいう。
- (6) 標準に編入された医薬品専利の許諾使用は「公平、合理的、非差別的」原則が適用されるか：医薬品管理及び登録に関する現行法律、行政法規では、医薬品専利権者が国家強制的医薬品標準の制定に協力した場合医薬品専利の許諾使用について「公平、合理的、非差別的」の承諾をすることが要求されていない。本事件において、係争医薬品専利権者が係争専利に関する国家医薬品標準の制定過程において、係争専利の許諾使用について「公平、合理的、非差別的」の承諾をしたことを証明する証拠もないので、係争医薬品専利の許諾使用には、「公平、合理的、非差別的」原則を適用しない。
- (7) 禁反言原則を適用する挙証責任の分担：補正後の請求項に技術特徴が追加され、被疑侵害者が禁反言原則の適用を主張する場合、権利者の「限縮的補正」の具体的な状況、及びこれにより被疑侵害技術案を放棄することになったかどうかを挙証証明しなければならない。権利者がその補正又は陳述が「技術案の放棄とならない」ので、禁反言原則が適用されないと主張する場合、権利者が「限縮的補正が明確に否定される」ことについて挙証責任を負わなければならない。
- (8) 専利権者は方法専利における「新製品」の挙証責任を負わなければならない：専利権者が新製品の製造方法専利における挙証責任の転換の適用を主張する場合、方法専利で直接得られた製品が新製品であることについて挙証責任を負わなければならない。
- (9) 専利侵害損害賠償の計算方法：当事者の訴訟請求及び事件事実に基づき、権利侵害者が権利侵害により得た利益を選択して専利侵害の損害賠償金額を計算するとき、多部品又は多専利の被疑侵害製品について、原則として単純に権利侵害製品の販売総額に権利侵害製品の利益率を掛け合わせる方法で権利侵害により得た利益を計算すべきでなく、係争専利の権利侵害製品の利益に対する貢献度を考慮し、「権利侵害製品販売総額×利益率×専利技術の製品価値に対する貢献度」の方法で計算する必要がある。専利技術の製品価値に対する貢献度については、係争専利の製品に対する重要度等の要素を組み合わせ、事情を参酌して決定することができる。侵害行為を分けることができる状況では、権利侵害による損害賠償を計算するときにおいて、精確に権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を計算することができる部分が存在し、かつ、権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を計算するのが難しい部分も存在する場合、前者について権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を適用して賠償を計算し、後者について法定賠償を適用し、両者の和により損害賠償金額を確定することができる。
- (10) 同一製品が異なる専利客体を侵害する場合、賠償金額はそれぞれ計算されなければならない：専利権者が実用新案専利及び意匠専利により同一の被疑侵害製品について侵害訴訟を提起した場合、2種類の異なる性質の侵害行為に該当し、人民法院がそれぞれ損害賠償金額を確定することは、重複計算に該当しない。
- (11) 簡単な説明及び使用状態参考図が意匠保護範囲に与える影響：意匠の簡単な説明は意匠専利権の保護範囲について解釈作用を有する。使用状態参考図の意匠専利権保護範囲に対する影響を考慮しないと、意匠の簡単な説明と明らかに抵触する状況において、人民法院は意匠専利権の保護範囲を確定するとき、使用状態参考図を考慮

しなければならない。

- (12) 一部の正投影図により被疑侵害製品のデザイン特徴を推定する条件：専利権者が被疑侵害製品の实物を提供できないが、権利者が提供した証拠が被疑侵害製品の一部の正投影図を証明できる場合、相反する証拠がない状況において、人民法院は該類製品の特徴に基づき、合理的に被疑侵害製品のその他正投影図におけるデザイン特徴を推定することができる。

### 3. 専利行政事件における法律適用問題

- (13) 請求項の解釈では専利の発明の目的を考慮しなければならない：請求項の解釈では明細書における関係する本専利発明の目的の説明を考慮しなければならないが、請求項においてある特徴が明確に限定されていなくても、被疑侵害技術案が明らかに本専利発明の目的を実現するのと異なる技術手段を用いている場合、侵害と認定してはならない。
- (14) 実際に解決しようとする技術課題を認定していないことが進歩性の判断に必然的に影響するわけではない：正確に相違点を認定することを基礎として、対象審決又は一審法院が係争専利の実際に解決する技術課題について認定していない、又は誤って認定したとしても、そのことが、請求項が進歩性を有するかどうかについて二審法院が正確に認定することに対し必然的に影響するわけではない。
- (15) 進歩性判断における技術示唆の認定：請求項の技術案における相違点の作用、機能、技術効果に対する認定を基礎として、従来技術が全体として相違点を請求項の技術案に応用する技術示唆を与えており、かつ、当業者が、この種の応用が同一又は実質的に同一の作用、機能、技術効果を実現し得ると認識することができる場合、これにより従来技術が全体として技術示唆を与えていると認定することができる。
- (16) 同一請求項における並列の技術案の進歩性はそれぞれ評価されなければならない：同一請求項において「又は」等の方法で限定された複数の並列の技術案は、その保護範囲が相互に独立している場合、それと最も近い従来技術との相違点、実際に解決する技術課題及び進歩性についてそれぞれ認定しなければならない。
- (17) 相違点が実現することができる機能及び技術効果の認定：請求項の進歩性を認定するとき、相違点の機能及び技術効果は、該請求項が実際に解決する技術課題の根本的な根拠である。その機能及び技術効果を認定するとき、請求項が限定する技術案が、明細書に記載の特定機能、技術効果を有する技術案と対応性を有するかどうかに注意しなければならない。両者に実質的な差異が存在する場合、請求項が限定する技術案の具体的な状況に基づき、対応して相違点が実現できる機能、技術効果を確定する必要がある。
- (18) 進歩性判断において相違点の全ての機能及び技術効果を考慮しなければならない：明細書に相違点が複数の機能及び技術効果を同時に有すると明確に記載される場合、請求項で限定される技術案が実際に解決する技術課題、及びその他の引例が該相違点を開示しているかどうか、従来技術全体として技術示唆を与えているかどうか、を確定するとき、該相違点が実際に有する全ての機能及び技術効果を総合的に考慮しなければならない。

### 4. おわりに

これらの法律適用問題は、最高人民法院が審理した事件で示された観点であるため、専利権の侵害訴訟や審決取消訴訟において、参考価値が高いと考えられる。司法解釈と合わせて、最高人民法院の考え方を知る資料として、注目しておきたいところである。

以上

2019年6月11日（原稿受領）

### 事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして 1993 年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001 年 3 月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP 訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者 130 数名、裁判官 OB、有資格者を含む弁護士 40 数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

### 東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 合人社東京永田町ビル 4 階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： [malirong@cn.kwm.com](mailto:malirong@cn.kwm.com)

【オフィス移転のご案内】

業務開始日：2019 年 2 月 4 日（月）

新住所： 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビル 21 階

電話番号： 03-5218-6711(代表)

FAX 番号： 03-5218-6712